

(別紙)

諮問番号：令和4年諮問第4号

答申番号：令和4年答申第6号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、京都府〇長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）及び京都府府税条例（昭和25年京都府条例第42号。以下「条例」という。）に基づく自動車税種別割に係る減免申請の非承認処分（以下「本件処分」という。）に関して、審査請求人は、減免の要件を満たしていること及び手続上の瑕疵があることを主張して、本件処分の取消しを求める事案である。

第3 審査請求に至る経過等

審査請求に至る経過等については、次のとおりである。

- 1 令和2年7月14日、審査請求人は、処分庁に対し、自己の名義で取得した自動車に係る自動車税種別割の減免申請書、事情説明書及び審査請求人が利用している看護小規模多機能型居宅介護施設の利用証明書を提出した。
- 2 令和2年7月16日、処分庁は、本件処分を決定し、同日付けで審査請求人に通知した。
- 3 令和2年7月29日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、次の理由により、本件処分の取消しを求めるというものである。

- (1) 下肢等障害者である審査請求人と運転者であるその長男は、申請日時点において同居しており、また、審査請求人は実態として長男に扶養されていることから、条例第69条第2項第1号の「生計を一にする」との要件に該当する。減免の可否については、審査請求人が提出した資料等から実態に則した判断を行うべきである。
- (2) 処分庁は、本件処分決定時に審査請求人に対し、申請書の補正や不足している必要書類について説明を行っておらず、本件処分には、行政手続上の瑕疵がある。

2 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり、本件処分は適法であることから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるといふものである。

- (1) 自動車税種別割に係る減免の要件の一つである条例第69条第2項第1号に規定の「生計を一にする」かどうかについては、「自動車税の種別割の課税事務の取扱いについて」（昭和44年3月15日付け4税第56号総務部長通達。以下「部長通達」という。）及び「身体障害者等減免事務処理要領」（平成30年3月19日付け30税第96号税務課長通知。以下「課長通知」という。）において適用要件や必要な書類等について定めている。
- (2) 課長通知において、「生計を一にする」とは、「同居の親族（六親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族）」であること又は「別居の親族の場合は、扶養関係があること」とであると定めており、同居であるかどうかについては、住民票上の住所によって認定される場所、審査請求人とその長男は、住民票上の住所を異にしていたため、別居であると判断したものである。
- (3) 別居である場合は、扶養関係があることの確認を要するため、課長通知に定められた当該関係を証明する公的書類の提出を求めたが、審査請求人からは当該書類の提出がなされず、よって扶養関係があると認定することはできなかった。
- (4) したがって、審査請求人及びその長男は、条例第69条第2項第1号に規定の「生計を一にする」との要件を満たさないことから、本件処分を決定した。
- (5) また、本件処分については、行政手続法（平成5年法律第88号）第3条第3項の規定により同法第7条の規定の適用が除外されているほか、条例第13条第1項の規定により京都府行政手続条例（平成7年京都府条例第2号）の規定についても適用が除外されている。
- (6) 以上のことから、本件処分に違法又は不正な点は認められず、適法なものである。

第5 法令の規定等について

- 1 自動車税種別割の減免について、法第177条の17は、「道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において種別割の減免を必要とすると認める者に限り、当該道府県の条例で定めるところにより、種別割を減免することができる」としている。
- 2 京都府においては、法第177条の17の規定を受け、条例第69条第2項第1号で「下肢等障害者が所有する自動車（中略）で専ら当該下肢等障害者が運転するもの又は当該下肢等障害者と生計を一にする者が専ら当該下肢等障害者のために運転するもの」について、「種別割を減免することができる」と定めている。
- 3 部長通達第6の2(3)において、「生計を一にする者」については、「住居を異にする場合には、扶養に関する証明書を求めて確認すること」と定めている。
- 4 課長通知Ⅰの4(1)イ及び(2)イにおいて、「生計を一にする者」とは、「同居の親族（六親等内の血族、配偶者及び三親等内の姻族）」又は「別居の親族の場合は、扶養関係があること」としている。
- 5 課長通知Ⅱの3(3)において、「住民票上の住所が異なる場合は、実態として同居している旨の申出があったとしても、別居と判断する」としている。

課長通知Ⅰの4(1)イ及び(2)イにおいて、「別居の場合は、扶養関係を証明する書面の添付により生計を一にしているものとみなす」とし、具体的な書類として、Ⅱの3(2)別表において、次の6種類を挙げている。

- ア 健康保険証（下肢等障害者等の氏名の記載があるもの）
- イ 所得税確定申告書（扶養関係の記載があり税務署の受付印のあるもの）
- ウ 源泉徴収票（扶養関係の記載があるもの）
- エ 扶養控除等異動申告書（給与支払者の印のあるもの）
- オ 扶養証明書（任意様式で勤務先に発行してもらうもの）
- カ 市町村民税・府民税申告書（扶養関係の記載があり市町村の受付印があるもの）

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 本件においては、条例第69条第2項第1号の「生計を一にする」場合に該当するか否かの判断基準の妥当性が問題となる。

イ 自動車税種別割に係る減免について、法第177条の17は、天災その他特別の事情がある場合に条例で定めるところにより減免することができるとしている。

条例では、減免の対象及び適用範囲を定め、より具体的な要件等については、都道府県知事が合理的な裁量の下に設定した一定の基準に従って減免の可否を決定することとなる。この基準が社会通念上著しく妥当性を欠くなど、知事に与えられた合理的な裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用したものと認められる場合でない限り、これに基づいて行った処分は適法とされるべきである。

ウ 京都府では、法及び条例の統一的な執行により納税者間の公平性を確保するために、具体的な減免の要件及び必要書類について部長通達及び課長通知を定め、扶養関係を証明する書類を限定している。

同居の親族の場合に、実態として同居していることに加えて住民票上の住所が一致していることを要件としているのは、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の制度趣旨から、住民票が住民の居住関係を公証するものとされており（同法第1条）、転入をした日又は転居をした日から14日以内の届出が義務付けられていること（同法第22条第1項及び第23条）などから、住民票が申請者等の実態としての居住地を証明するものとして、信用に足る客観的な書類であるとして採用しているものである。

また、別居の場合の扶養関係を証明する書類は、各種の租税関係法令や各種の健康保険関係法令を根拠とする公的な制度の適用を受けていることが分かる書類又は将来的に各種の租税関係法令に定められた手続を行うことを前提として作成される書類に限定しており、これらは減免の可否を適正に審査する上で合理的な定めであるといえる。

(3) そして、本件処分は、上述の基準に基づき、減免の申請時点において、審査請求人と運転者である長男の住民票上の住所が異なっていることから同居とは認定

できず、また、京都府が定める別居の場合の扶養関係を証明する書類についても提出がなかったことから、「生計を一にする」との要件を満たさないものとして非承認処分を行ったものであり、適法なものである。

- (4) なお、審査請求人は、審査請求書及び反論書においてその他種々主張しているが、上記の判断に影響を及ぼすものではない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきであると考えるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第2部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和4年6月3日 審査庁が審査会に諮問

令和4年6月19日 審査請求人から審査会に主張書面等の提出

令和4年7月20日 第1回調査審議（第2部会）

令和4年8月29日 第2回調査審議（ 〃 ）

令和4年9月2日 答申

第8 審査会の判断の理由

- 1 本件は、自動車税種別割に係る減免について、審査請求人がその要件を満たすといえるのかどうかについて、争われているものである。

この点について、両者の主張をまとめると、審査請求人は、部長通達及び課長通知（以下「本件通達等」という。）に規定の基準にかかわらず、実態に即した判断を行うべきであると主張するものであり、これに対し、処分庁は、本件通達等は、法及び条例の統一的な執行により納税者間の公平性を確保するために定められた合理的な基準であり、これらの基準を満たさない本件処分に係る申請を承認することはできないと主張するものであるから、次のとおり争点を整理の上、検討する。

- 2 条例第69条第2項第1号の「生計を一にする」場合に該当するか否かの判断基準の妥当性について

(1) 本件通達等は、法及び条例の規定に基づき、減免に係るより具体的な要件等について、知事の裁量の下に設定された基準であるため、その内容が社会通念上著しく妥当性を欠くなど、知事に与えられた合理的な裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用したものであるのかどうか問題となる。

- (2) 本件通達等において、「生計を一にする者」とは、同居の親族又は扶養関係のある別居の親族である旨規定されている。同居であるかどうかの判断は住民票上の住所を基になされ、住民票上の住所が異なる場合は、実態判断を独自に行うことはせず、別居と判断される。そして、別居であると判断された場合は、課長通知に規定された特定の扶養関係を証明する書類（以下「本件書類」という。）の提出が必要とされている。
 - (3) 租税法律主義及び租税公平主義を原則とする税制においては、納税者間の公平の確保の観点から、税の減免の基準として、減免事由の有無を判別する際に一定の公的な証明書等により事実を証明し得る場合に限定するよう定めることに合理性があるところ、自動車税の減免に関し、本件通達等の基準においても、各種の租税関係法令や各種の健康保険関係法令を根拠とする公的な制度の適用を受けていることが分かる書類又は将来的に各種の租税関係法令に定められた手続を行うことを前提として作成される書類の提出がある場合に減免事由を限定しているものであり、こういった本件通達等の基準は、租税法律主義及び租税公平主義の観点からみてごく妥当なものというべきである。
 - (4) 本件通達等の基準において、自動車税の減免事由における納税義務者等の住所の認定に際し、住民票上の住所記載を基に納税義務者等が居住する住所を認定して減免事由の有無を判断するとしても、住民票が住民の居住関係を公証するものとされていること、転入をした日又は転居をした日から14日以内の届出が義務付けられていること等に鑑み、租税法律主義及び租税公平主義の観点から、違法又は不当な点はないというべきである。
- 3 処分庁が審査請求人及びその長男が生計を一にしていると認定しなかったことについて
- (1) 審査請求人は、実態としてその長男と、同居していること及び扶養関係があることを主張しているため、審査請求人が第3の1の申請時に処分庁に対して提出した書類等から審査請求人及びその長男が生計を一にしていると認定しなかったことについて、検討する。
 - (2) 審査請求人は、本件処分に係る申請書及び反論書の添付書類として、事情説明書、福祉サービスの利用証明書・領収書、民生委員による状況確認書、審査請求人自身の所得を示す書類として市・府民税課税証明書等を提出している。
 - (3) しかしながら、(2)の書類は、審査請求人が福祉サービスを利用しているらしきこと、審査請求人の所得等を単に示すのみであるほかは、審査請求人自身及び審査請求人への聞き取りにより民生委員が作成した書類であり、いずれも、2の(3)(4)に示された本件通達等の基準によって審査請求人とその長男が生計を一にしていると認定し得べき書類に当たるものではない。よって、処分庁は、本件通達等の基準に基づき、審査請求人及びその長男が生計を一にしているものと認定しなかったものというべきである。
- 4 以上により、本件通達等は、知事の合理的な裁量の下に規定された妥当なものであるといえ、その内容が裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用しているとは認められず、かつ、審査請求人が提出した書類に基づき生計を一にしているかどうかの判断をし得な

いのであるから、本件通達等の基準を満たさないものとして審査請求人の申請を非承認とした本件処分には、何ら違法又は不当な点は認められない。

5 また、審査請求人は、本件処分の手続上の瑕疵についても主張するが、行政手続法第3条第3項の規定により同法第7条の規定の適用が除外されているほか、条例第13条第1項の規定により京都府行政手続条例の規定についても適用が除外されているため、法令上の瑕疵があるとはいえない。

6 結論

以上の理由から、審査請求人の主張には理由がないから、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第2部会

委員（部会長）	西村	幸三
委員	小谷	真理
委員	杉江	正徳